

保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会

# 損害保険業界の取組みについて

2016年12月7日

一般社団法人 日本損害保険協会

## <目次>

1. 自然災害を補償する保険の概要
2. 公助・共助・自助の役割
3. 自然災害を補償する保険の普及促進取組み（全体像）
4. 地震保険の普及促進取組み
  - （1）消費者啓発
  - （2）募集時・契約時のはたらきかけ
  - （3）普及促進取組みの効果
5. 風水害を補償する保険の普及促進取組み
  - （1）消費者啓発
  - （2）募集時・契約時のはたらきかけ

**【参考】** 保険の販売チャネル

# 1. 自然災害を補償する保険の概要

	地震等による損害を補償する保険	風水害を補償する保険
住まい	<b>地震保険</b> ○補償対象は居住用建物・家財 ○地震・噴火・津波を原因とする火災・ 損壊・埋没・流失による損害を補償 ○火災保険とセットで加入 ○被災者の生活の安定に寄与することが目的 ○官民共同で運営している制度	<b>火災保険</b> ○補償対象は主に建物・家財 ○以下の損害を補償 ※地震・噴火・津波による損害は補償されない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災</li> <li>・落雷</li> <li>・破裂・爆発</li> <li>・風災、ひょう災、雪災</li> <li>・他物の衝突</li> <li>・給排水設備の事故等による水濡れ</li> <li>・騒じょう、労働争議</li> <li>・盗難</li> <li>・水災</li> </ul>
	<b>自動車保険(車両保険の地震・噴火・津波車両全損時一時金特約)</b> ○地震・噴火・津波によって、車両に所定の損害が出た場合に、一時金をお支払い。	<b>自動車保険(車両保険)</b> ○車両に生じた損害を補償。 ※補償範囲を限定する特約を付帯したときは、補償されない場合がある。 ※地震・噴火・津波による損害は補償されない。
からだ	<b>傷害保険(天災危険補償特約)</b> ○地震・噴火・津波によるケガを補償。	<b>傷害保険</b> ○偶然・急激・外来の事故によるケガを補償 ※地震・噴火・津波によるケガは補償されない。

## 2. 公助・共助・自助の役割

特に東日本大震災以後、災害時の当面の生活安定に向けて、地震保険などの“自助”によって経済的に備えることの有効性が再認識されつつあるため、業界を挙げて、地震保険などのさらなる普及促進に努めている。

	事前の対策	発生時の緊急対策	復旧・復興対策
行政 (公助)	防災計画	防災計画に基づく救援	災害支援 被災者生活再建支援
地域社会 (共助)	自主防災組織の構築	隣人救命	災害ボランティア 義援金
個人 (自助)	家庭防災対策 経済的備え (損害保険)	家族の救命 防火	生活復興資金の 手当 (貯金・保険金等)

### 3. 自然災害を補償する保険の普及促進取組み（全体像）

	地震保険	風水害を補償する保険
損保協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費者啓発</li> <li>・テレビ・新聞広告等のマス媒体広報の実施</li> <li>・業界共通ツール(チラシ等)の作成</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費者啓発</li> <li>・協会HP・チラシ等を通じた情報提供</li> <li>・消費者向け講演会での説明</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
損害保険会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆募集時・契約時のはたらきかけ</li> <li>・パンフレット、チラシの活用</li> <li>・火災保険契約満期時や契約中における地震保険未加入者への案内</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆募集時・契約時のはたらきかけ</li> <li>・パンフレット、チラシの活用</li> <li>・火災保険加入後、保険契約の補償内容の案内</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料控除制度の創設（平成19年1月～）</li> <li>・財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」等（有識者会合）における加入促進に関する提言</li> </ul>	—

※自然災害に対する補償等について、損保協会では、上記の他、以下の周知・啓発活動を行っている。

- ・防災・リスク啓発活動（例. 子供向けの防災教育活動(ぼうさい探検隊)など）
- ・被災時の情報提供（協会HPでの金融上の特別措置等の案内、ポスター等による避難所等への情報提供(各社相談窓口等)）

## 4. 地震保険の普及促進取組み

### (1) 消費者啓発

消費者一般に地震保険への加入をはたらきかけるため、損害保険業界で地震保険広報活動を実施。

#### <2016年度地震保険広報活動>

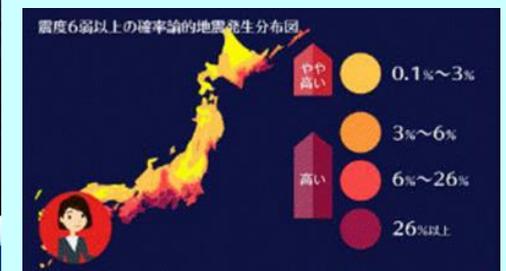
- マス媒体広報等を通じて、「日本全国どこでも地震リスクがあること」を認識してもらい、地震への経済的な備えの手段として「地震保険」を紹介することで、「地震保険加入の必要性」を認識してもらう。
- 住宅所有者およびマンション管理組合については、訴求ポイントをより明確にした広報活動を実施。

#### <2016年度地震保険広報活動内容(例)>

- ・テレビCM、ラジオCM
- ・新聞広告、インターネット広告
- ・地震保険特設サイトの開設
- ・ポスター掲出、チラシ・パンフレットの配付
- ・ノベルティ(クリアファイル)、地震保険の解説動画の作成
- ・イベントの開催  
(50周年記念フォーラム、地震体験イベント)



【ポスター】



【解説動画】

## <具体的な取組み>

### ・訴求対象を絞った重点的な加入促進取組み

住宅ローン利用者やマンション管理組合向け地震保険加入促進用チラシを作成し、損害保険会社や住宅展示場等で配布。

#### ・地震保険チラシ(住宅ローン利用者向け)

2017年10月

## 地震保険は、 住宅ローンの負担の軽減にも 役に立ちます。

**1** 地震前の  
住宅ローン

+

**2** 建て直す際の  
住宅ローン

地震が発生すると、このようなふたつの住宅ローンを抱える場合があります。地震保険だけでは住宅ローンを完済できないこともあります。万が一のとき、住宅ローンの負担を軽減し、生活再建をスムーズにするために、地震保険のご加入をご検討ください。

※地震保険は、お住まいの建物だけでなく、住居内にある家財にもかけられます。家財の地震保険料金を住宅ローンの返済の一部に充てていただくこともできます。

みんなで支える安心

# 地震保険

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社まで。

#### ・地震保険チラシ(マンション管理組合向け)

2017年10月

## マンションには、 入っておきたい地震保険が、 ふたつ、あります。

**1** 共用部分の  
地震保険

**2** 専有部分の  
地震保険

例：玄関ホール、廊下、外壁など。

例：室内、間仕切り壁など。

マンションの地震保険には、**「共用部分の地震保険」と「専有部分の地震保険」**の、2種類のたいせつな保険があります。にもかかわらず、共用部分の地震保険の加入状況は、日本全体でおよそ37%と、低い水準にとどまっています。あなたのマンションは、大丈夫ですか？

万が一のとき、生活再建をスムーズにするために、今一度、あなたのマンションの地震保険をご確認ください。

※地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。  
※共用部分の地震保険はマンション管理組合で、専有部分の地震保険は各区分所有者で手配いただくことが一般的です。

※2014年度の地震保険料等率、損害保険会社4社調べ。

みんなで支える安心

# 地震保険

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会  
一般社団法人 マンション管理業協会

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社まで。

## (2) 募集時・契約時のはたらきかけ

- ・火災保険契約者に地震保険への加入をはたらきかけるため、損害保険会社各社において、火災保険の契約時にチラシ、パンフレット等を用いて、地震保険への加入を案内。

### <具体的な取組み>

#### ・都道府県別チラシ(熊本県)

あいおいニッセイ同和損保 MS&AD INSURANCE GROUP 平成23年1月以降保険地適用 全カ国

## 地震 熊本県にお住まいのお客さまへ への備え、大丈夫ですか？

「地震大国・日本」といわれるように、歴史上、記録に残っているだけでも数々の大地震が発生してきた日本列島。日本では、いつどこで発生するか、予測が難しいのが地震災害です。今こそ、自分自身そして大切な家族との暮らしを守るために「地震災害への備え」を考えてみませんか？

**ご存知ですか？ 熊本県とその周辺で発生した主な被害地震(～2013年)**

熊本県周辺で発生した地震としては、1889年に市街地のほぼ全域で発生し家屋全・半壊400棟以上などの被害をもたらした地震(M6.3)や、1625年、1723年、1848年、1907年に発生したM5～6程度の被害地震があります。

熊本地帯や布田川筋帯の周辺に発生する被害地震としては、阿蘇山の帯外輪山付近で1894年と1895年にいずれもM6.3の地震が発生しました。

自來久留帯周辺では、南西側の八代～水俣付近では1619年にM6.0の地震による被害が発生しました。

1769年の日向灘北部から豊後水道にかけての地震(M7.75)では家屋倒壊などの被害が生じました。また、1922年の豊後半島の地震(M6.9、M6.5)のように、周辺地域で発生した地震によって被害を受けることもあります。なお、1792年の豊後半島での地震での隼山(当時前山)断層による津波、1960年の予知地震津波でも被害が生じました。

天草市をはじめ県内の10市町村は、南海トラフの地震で甚しい地震災害が生じるおそれがあり、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

<出典>「日本の地震活動～被害地から見た地震学の発展(一編)」(国土地理院地球環境学研究所編)が改題、改題は、地震調査委員会ホームページ(<http://www.jshis.go.jp/main/index.html>)にてご覧いただけます。

地震災害に備えて、「自分の身は、自分で守る」という心がけを大切に。身の回りの備え(家具などの転倒防止、非常時に出る品の準備、避難場所の確認など)を怠らないようにしましょう。あわせて、地震による経済的な損失への備えとして忘れてならないのが「地震保険」です。

**3つのポイント**

- ① 通常の火災保険では補償の対象とならない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、爆発、爆震、流失による損害を補償します。
- ② 「地震保険」の対象は、居住用建築物または家財となります。
- ③ 「地震保険」は単独ではご契約できません。必ず火災保険にセットでご契約いただきます。

**建物と家財について、火災・地震への備えの状況をチェック！**

	建物	家財
火災保険のご契約は？	あり	あり
地震保険のセットは？	あり	なし

保険の対象に「家財」が含まれていない場合は、ぜひこの機会に「家財の補償」の追加をご検討ください。

家財の補償として、**タフ・住まいの保険(ワイアラン) + 地震保険**をおすすめします。<画面をご覧ください。>

「地震保険」をご契約されていない方は、ぜひ「地震保険」のセットをご検討ください。現在ご加入の火災保険の保険期間の途中から地震保険をセットすることも可能です。詳しくはご契約されている代理店・接客までお問い合わせください。

#### ・地震保険加入のおすすめチラシ

あいおいニッセイ同和損保 MS&AD INSURANCE GROUP 平成23年1月以降保険地適用 全カ国 地震保険

## 地震への備えは大丈夫ですか？

地震保険に入っているのと、入っていないのでは、いざというとき大きな違いがあるをご存知ですか？

1 あっ！地震だ!!  
ガタガタ ガタガタ ガタガタ

2 助かったけど...  
これからお互い 大丈夫だね  
そうですね...  
火災保険には入っているけど...

3 ところがAさんは...  
え——！地震による損害は、火災保険では補償されないって？  
ガーン！  
そんなあ...

4 一方Bさんは...  
地震保険で補償されるんですね。生活の安定に向けてとても助かります。  
ホッ よかった  
地震保険に加入していました。

**地震による損害は、「火災保険」だけでは補償されません。**

「地震大国」とも呼ばれる日本において、避けることのできない地震等のリスク。あなたのお住まいは、地震等による損害に対して備えていますか？

(注)地震保険は単独で加入することはできません。必ず火災保険とセットでの加入となります。

「地震保険」の概要については裏面をご覧ください。

(あいおいニッセイ同和損保社)

- ・ 損害保険会社各社において、火災保険契約者に、年に1回、火災保険の補償内容等について確認を促すための案内を送付する際に、地震保険未加入の火災保険契約者に対して、「地震保険加入のおすすめ案内」を行っている。

## <具体的な取組み>

- ・ 地震保険加入のおすすめ案内

あいおいニッセイ同和損保からのお知らせ

◆今回発送より「ご契約内容のお知らせ」を本ハガキに変更しました。一部記載が従来の「ご契約内容のお知らせ」と異なる場合がございますが、お客さまのご契約内容に変更はありません。ご理解の程お願い申し上げます。

◆次回到来する基本契約の保険期間の初日の同日より地震保険を中途セットする場合は保険料を参考に表示しましたので、ご加入をご検討ください。

◆表示内容に変更はございませんか。下記「◆ご注意◆」に該当する場合は、すみやかに本件に関するご照会窓口までご連絡ください。詳しいお手続きにつきましては、ご案内させていただきます。

◆ご注意◆ 次のような場合は、速やかに宛先面に記載の「本件に関するご照会窓口」までご連絡ください。

1. 保険の対象（目的）となる建物の売却・譲渡などにより名義を変更する場合
2. 保険契約者のご住所または建物所在地を変更する場合
3. 引越し等により保険の対象（目的）となる家財などを他の場所に転移する場合
4. 建物の構造を変更する場合
5. 建物の使用目的を変更する場合
6. 保険の対象（目的）となる建物の買い替えや建て替えをする場合
7. 建物の増築・改築または一部取り壊しを行う場合
8. この契約で保険金をお支払いできない事故により保険の対象（目的）が一部滅失した場合
9. この契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約を締結する場合 など

(2016年1月承認) GN159011420

往 信

〒150-8488  
東京都渋谷区恵比寿1-28-1

親 展

RCJ76-

あいおいニッセイ同和損保  
群馬支店 富岡支社  
【代理店・扱者】  
恵比寿代理店  
(通付先) 〒206-8533 東京 (事8)

**本件に関するご照会**  
あいおいニッセイ同和損保  
お問合わせセンター  
**0120-977-11**

恵比寿代理店

**事故が発生した場合**  
遅滞なくご契約の代理店・扱  
あんしん24受付センターへ0-

RCJ  
●ご案内は内  
水に濡れている

郵便往復葉書

保険の対象	評価基準	評価額 <sup>※</sup> (千円)	保険金額 (千円)	
			基本契約	地震保険
建物	再調達価額	7,000.00	7,000.00	
家財	再調達価額		1,080.00	
設備・什器等時価額			3,000.00	
商品・製品等時価額			500.00	

主な補償・特約等  
看板修復費用保険金 賠償責任等補償特約 風災等支払方法変更特約  
建物価額協定保険特約10.0%

主な割引  
基本 動産割増 消火設備割引  
・新増 地震保険はセットされておりません

※物価変動（消費増税等）に伴い、保険の対象に変更がない場合でも評価額が変わる可能性があります。詳細は宛先面に記載の「本件に関するご照会窓口」にお問合わせください。

**地震保険の概要と加入のおすすめ**

- 地震保険の保険の対象は居住用の建物と家財です。  
(注1)自動車や明記物件(1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等)は除きます。  
(注2)建物のみまたは家財のみでも地震保険をご契約いただくことができます。
- 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内でお決めください。  
(他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度)  
(注)マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 地震保険では住宅の免震・耐震性能に応じて、下記の割引が適用できます。  
(注)地震保険の割引は重複して適用できません。適用には所定の確認資料が必要です。

建築年割引 (10%)	耐震等級割引 (10%-30%-50%)	免震建築物割引 (50%)	耐震診断割引 (10%)
----------------	-------------------------	------------------	-----------------

地震保険中途付帯のおすすめ内容

保険の対象	地震保険金額 <sup>※1</sup> (千円)	地震保険料 (分割払・団体扱・集団扱は1回 <sup>※2</sup> (円))			
		割引適用なし	10%割引適用	30%割引適用	50%割引適用
建物	3,500.00	2,275.00	2,065.00	1,610.00	1,155.00
家財	5,400.00	3,510.00	3,190.00	2,480.00	1,780.00
合計	4,040.00	2,626.00	2,384.00	1,858.00	1,333.00

※1 基本契約の保険金額の50%の額を表示しています。  
※2 基本契約が分割払の場合、基本契約の払込方法に応じた分割1回分の保険料を表示しています。

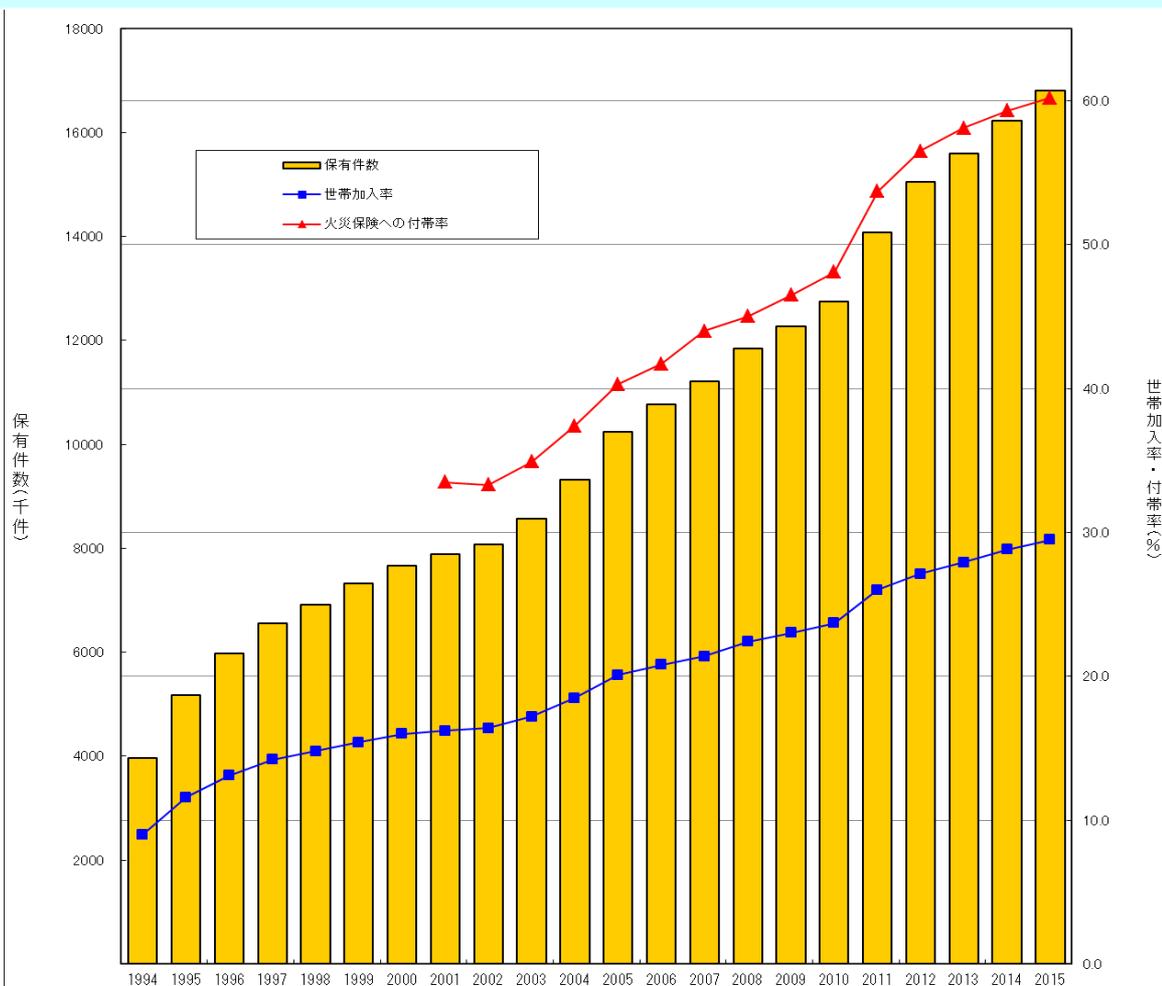


### (3) 普及促進取り組みの効果

- ・地震保険普及促進のため、危険準備金運用益を活用した損保業界全体での広告・宣伝活動を1995年度から開始。
- ・世帯加入率・付帯率は継続的に上昇。財務省と連携し、引き続き普及促進に注力。

#### <地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移>

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への付帯率 (%)
1994年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
1995年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
1996年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
1997年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
1998年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
1999年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
2000年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
2001年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
2006年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
2007年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
2008年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
2009年度	53,362,801	12,275,087	23.0	46.5
2010年度	53,783,435	12,747,680	23.7	48.1
2011年度	54,171,475	14,088,665	26.0	53.7
2012年度	55,577,563	15,050,169	27.1	56.5
2013年度	55,952,365	15,601,783	27.9	58.1
2014年度	56,412,140	16,234,325	28.8	59.3
2015年度	56,950,757	16,809,257	29.5	60.2



# 5. 風水害を補償する保険の普及促進取組み

## (1) 消費者啓発

- ・ 風水害を補償する保険に対する消費者の理解促進のため、損保協会で作成したチラシや損保協会ホームページを通じて情報提供。
- ・ 消費者向け講演会の際に、風水害に関するリスク啓発や風水害を補償する保険の概要を説明。

### <具体的な取組み>

・ 損保協会  
ホームページ



・ チラシ





# <具体的な取組み>

## ・パンフレット

STEP 1 基本補償のご説明

# 建物・家財の補償

STEP 1 ご契約までの流れと基本補償のご説明

STEP 2 地震等の補償・オプション特約とサービスの説明

STEP 3 ご契約条件・詳細のご案内

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を3つのプランの中から ご選択ください。

### 基本の補償

各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

	おすすめ! ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
1 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
2 風災、雹災、雪災	○ <sup>B1</sup>	○ <sup>B1</sup>	○ <sup>B1</sup>
3 水ぬれ、外部からの物体落下等、風損	○	○	×
4 盗難	○	○	×
5 水災 <sup>B2</sup>	○ <sup>B2</sup>	○ <sup>B2</sup>	×
6 破損・汚損等	○	×	×

●すべての事故共通で免責金額<sup>B3</sup>を「なし」「1万円」「3万円」「5万円」のいずれから選択することができます。  
 ●家財または家財用配物件を保障の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。

<sup>B1</sup> 風災・雹災・雪災については、損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ(免責金額なし)を選択していただくことが可能です。ただし、その場合はすべての事故共通で免責金額を標準額に引き上げ、併せて1億円以上の場合に「水災」のみを補償するタイプを選択していただくことが可能です。併せて1億円の場合、破損の対象である建築物

### 事故の例

建物	家財
1 火災により家が全焼してしまいました。	1 家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまいました。
2 台風による強風のたの屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまいました。	2 電柱による強風でガラスが破れ、窓から風が吹き込み、家財が壊れてしまいました。
3 水道管の破損によって、天井や床が水で濡れてしまいました。	3 排水口の破損によって、TVが水を吸って壊れてしまいました。
4 空き巣が侵入し、ドアの鍵を壊れてしまいました。	4 空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまいました。
5 台風による洪水で、床が水浸し、壁や床、付属設備が汚れてしまいました。	5 グリッドテーブルによる洪水で床が水浸しになり、電化製品が壊れてしまいました。
6 ソファを移動していた際、ガラスが割れてしまいました。	6 子供同士が遊んでいた際に、ぶつかりガラスが割れてしまいました。

(注1) 通常の使用において発生するすり傷等の外観上の破損・汚損であって、その程度に支障をきたさない損害については補償されません。  
 (注2) 窓や戸などからの風、雨等の吹き込みによる被害や破損(侵入)等による損害は補償されません。

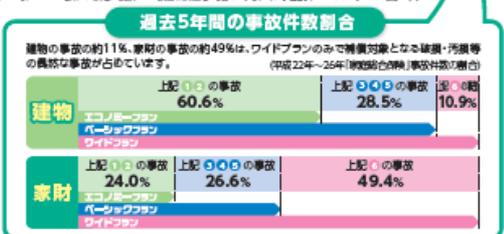
金額は「円」となります。<sup>B2</sup> 水災については、構造躯体がRC造またはRC壁(コンクリート造のマンション等)の場合、水災の補償を「補償なし」とすることも可能です。の補償については、建物補償金額に支払総額割合10%または30%を上限に追加補償額として損害保険金を支払うタイプを選択していただくことが可能です。

### 費用の補償

各プラン共通の費用の補償です。

災害緊急費用	地震火災費用	事故時諸費用 <sup>B4</sup>
火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり発生した仮住まいや仮修繕の費用などの必要かつ有益な費用を補償	火災保険金額 <sup>B5</sup> の5% (300万円が限度) 地震・火災またはこれらによる漏洩を原因とする火災により、建物が半壊以上となった場合などに、備後時に発生する費用を補償(地震保険とは異なります) オプションで30%・50%に拡張できます!	損害保険金にプラスして損害賠償金の20%を補償(事故発生時に強制に発生する賠償等に充てることがあります) 自己負担で損害賠償金・損害時の賠償額が支払われる場合に支払対象となります

<sup>B4</sup> 火災保険金額とは、セットでご契約するタイプ(住居)の保険金額をいいます。<sup>B5</sup> 事故時諸費用については、損害保険金にプラスして損害賠償金の10%を補償するタイプ(「支払対象となる事故の範囲を火災、落雷、破裂・爆発に限定するタイプ(限定特約)」や「補償なし」)を選択していただくことが可能です。



**1 水災**  
 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・洪水・高潮・土砂崩れ・土石流等があります。タイプ(住居)の保険では、床に浸水または床面より45cmを超える浸水などによる被害が発生した場合に補償対象となります。

**2 免責金額**  
 支払保険金の計算にあたって、被害の額から差し引く金額で、損害賠償者の自己負担となる金額をいいます。

05

06

(あいおいニッセイ同和損保社)



## 【参考】 保険の販売チャネル

- ・損害保険業界には、「代理店扱」「直扱」「保険仲立人扱」という募集形態があるが、元受正味収入保険料の約90%は「代理店扱」で契約されている。
- ・2015年度の代理店実在数は20万2,148店

損害保険が契約できるお店・場所の種類		店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)		42,319	20.9%
専業代理店以外の代理店(副業代理店)	自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	99,919	49.4%
	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	24,394	12.1%
	卸売・小売業(自動車関連業を除く)	5,688	2.8%
	建築・建設業	4,327	2.2%
	公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,840	1.9%
	金融業(銀行、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	2,239	1.2%
	うち銀行など(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(1,127)	(0.6%)
	旅行業(旅行会社、旅行代理店)	2,298	1.1%
	運輸・通信業	1,845	0.9%
その他(製造業、サービス業等)	15,179	7.5%	
合 計		202,148	100%